

大河原町定額減税調整給付金支給確認書の提出について【返送が必要です】

お送りした大河原町定額減税調整給付金支給確認書の内容を確認いただき、同封した返信用封筒により下記の提出書類をご返送ください。

〈手続き方法〉

給付金を振り込む口座	提出必要書類
オンラインで申請を行う場合	○オンラインで申請を行う場合は調整給付金支給確認書の返送は必要ありません。 詳しくは裏面をご覧ください。
確認書1ページに記載の支給口座に振り込みする場合	○大河原町定額減税調整給付金支給確認書のみ 確認書1ページに氏名、確認日、連絡先電話番号を記入してください。 ○本人確認書類の写し
確認書1ページに記載の支給口座と異なる口座に振り込みをする場合	○大河原町定額減税調整給付金支給確認書 確認書1ページに氏名、確認日、連絡先電話番号を記入してください。 2ページの(2)の給付金の振込先口座の変更等の該当する項目にチェック☑を入れてください。
確認書1ページの支給口座欄が空欄である場合	①の場合は、チェック☑のみとなります。(通帳の写しは不要) ②の場合は、チェック☑し、【受取口座記入欄】を記入してください。 ○2種類の確認書類(確認書3ページに貼付してください) 1. 「金融機関・支店名・口座番号・口座名義(フリガナ)がわかる通帳又はキャッシュカードの写し(②の場合) 2. 氏名・住所・生年月日のわかる本人確認書類の写し

※本人確認書類となるものは以下のとおりです。

・公的機関が発行する写真付証明書(1点)

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、写真付在留カード、写真付特別永住者証明書など

・その他氏名、住所等が確認できる書類(2点)

医療保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、各種免許証、学生証、社員証など

提出期限は、令和6年10月31日(木)(当日消印有効)です。

期限を待たずに速やかに返送してください。

大河原町税務課 課税係 電話 0224-53-2113

オンライン申請について

オンラインで申請を行う場合は、調整給付金支給確認書の返送は必要ありません。

オンラインでの申請期限は令和6年 10 月 31 日(木曜日)です。

【対象者】

調整給付金の支給対象者となるかたのうち、「本人名義の口座への振込」を希望されるかた
※代理人の口座に振込む場合は、オンライン申請はできません。

【申請方法】

二次元コードをスマートフォン等で読み取って必要事項を入力し、
確認書類の画像を添付して申請できます。

【宛名番号について】

1ページ記載上部の「氏名欄の下に記載されている数字が宛名番号」となります。

【必要なもの】

お手元に以下のものをご準備いただいてから申請してください。

①大河原町定額減税調整給付金支給確認書

大河原町定額減税調整給付金支給確認書に記載されている氏名と調整給付金支給額をご確認ください。

②調整給付金の支給対象者の本人確認書類の画像(1ページの本人確認となるものをご覧ください。)

申請にあたり、本人が確認できる書類の画像ファイルのアップロードが必要です。

申請者の氏名、住所、生年月日が記載されている本人確認書類をご用意ください。

→なお、運転免許証の住所等に変更がある場合は、裏面の画像ファイルの添付も必要です。

③振込口座情報

○大河原町定額減税調整給付金支給確認書の支給口座が空欄の場合や申請者名義の別の口座への振込を希望する場合

→通帳やキャッシュカード等の口座情報(金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人(フリガナ)をすべて確認できる画像ファイルをアップロードしてください。

○マイナポータル等で登録済みの本人名義の公金受取口座への振込を希望される場合

→画像ファイルのアップロードは不要です。